

可搬式小型自動採水器点検整備委託

仕 様 書

(令和 8 年度)

京都市上下水道局下水道部施設課

## 可搬式小型自動採水器点検整備委託仕様書

### 1 件名

可搬式小型自動採水器点検整備委託

### 2 点検整備対象

エヌケーエス社製 可搬式小型自動採水器 LYSAM-SM型 3台

### 3 点検整備概要

本点検整備は下水道部施設課が使用している可搬式小型自動採水器(以下、自動採水器とする)について、初期性能を維持し最良の状態を保つため、点検整備を行うものである。

### 4 契約期間

本点検整備の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 5 納入場所

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3  
京都市上下水道局 下水道部 施設課

### 6 点検整備内容

本点検整備作業は、受注者が1台ずつ持ち帰り、行うこととする。1台目の検査終了後、次の1台を持ち帰って点検整備を行い、契約期間満了日までに3台全ての点検整備作業を終えることとする。

本点検整備内容は以下の通りとする。

- (1) 本体外部及び内部の洗浄清掃
- (2) 端子、コネクタ、配線類の固定及び断線等の点検
- (3) 空気、水等の漏洩点検
- (4) コントローラ表示確認
- (5) タイマー設定、採水プログラムの動作確認
- (6) 消耗部品の交換

ア 全ての自動採水器の採水チューブ、チューブ用継手、パッキン、ピンチチューブ、その他交換が必要である軽微な部品を交換すること。

イ 1号機(S/N:3555785)の計量槽蓋を交換すること。

ウ 交換により発生した廃材は、当局に返却すること。

- (7) 点検及び消耗部品交換作業後に、採水動作や通水に問題がないか、確認テストを行うこと。
- (8) その他、自動採水器の性能を保持するために必要な処置等

点検作業時において、交換が必要な部品又は交換を推奨する部品を発見した場合、速やかに当局職員に報告し、対応を協議すること。また、次回点検時に交換を推奨する部品については、点検整備報告書に記載すること。

## 7 検査

検査は、1台点検完了毎に、発注者が採水設定の入力及び手動採水などについて、正常に作動することを確認することとし、3台目の検査終了をもって完了とする。

ただし、契約期間中においては、検査後であっても発注者より異常等が発生したとの指摘があった場合、受注者は速やかに修理又は点検等を実施しなければならない。

## 8 提出書類

- (1) 完了通知書 1部
- (2) 点検整備報告書 1部
- (3) 現場発生品調書 1部
- (4) 請求書 1部

※当局会計規程に基づく請求書（ただし、債権者登録済の場合はこの限りでない。）

- (5) 点検記録写真 1部

※点検記録写真はカラー撮影とし、点検前、点検中、点検後等、進行状況に応じて作業工程毎に撮影すること。交換部品については新旧を並べて撮影すること。また、それぞれ日時や作業内容を書き添えて写真帳に整理すること。

## 9 その他

- (1) 点検作業については、自動採水器の構造、性能、プログラムの詳細等を十分に把握した技術員が実施すること。
- (2) 本点検整備完了後1年以内に本点検整備が原因と認められる異常等が発生した場合は、受注者にて修理又は点検等を実施すること。
- (3) その他、本仕様書で定める事項以外に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議を行い、決定するものとする。